

南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例をここに公布する。

令和8年6月19日

南陽市長

南陽市条例第17号

南陽市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し相互に意思疎通を図る機会が確保されるべきことに鑑み、手話及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の推進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する事項を定めることにより、情報のバリアフリー化を図り、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指文字、平易な表現、重度障がい者用意思伝達装置、情報通信機器の活用その他の障がいの特性に応じた意思疎通のための手段をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることの理解の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、手話が言語であることの理解の普及及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に必

要な施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、前条の規定により市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる事項に係る施策を推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることの理解の普及及び手話を習得する機会の確保に関する施策
- (2) コミュニケーション手段についての利用促進及び周知に関する施策
- (3) コミュニケーション手段を利用するに当たっての環境の整備に関する施策
- (4) 災害時等における情報の取得及び意思疎通の支援に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たって、障がいのある人その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。